

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供先1	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び世帯の被扶養者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ) [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二百二十六条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ) [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先3	都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度